

笛吹市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

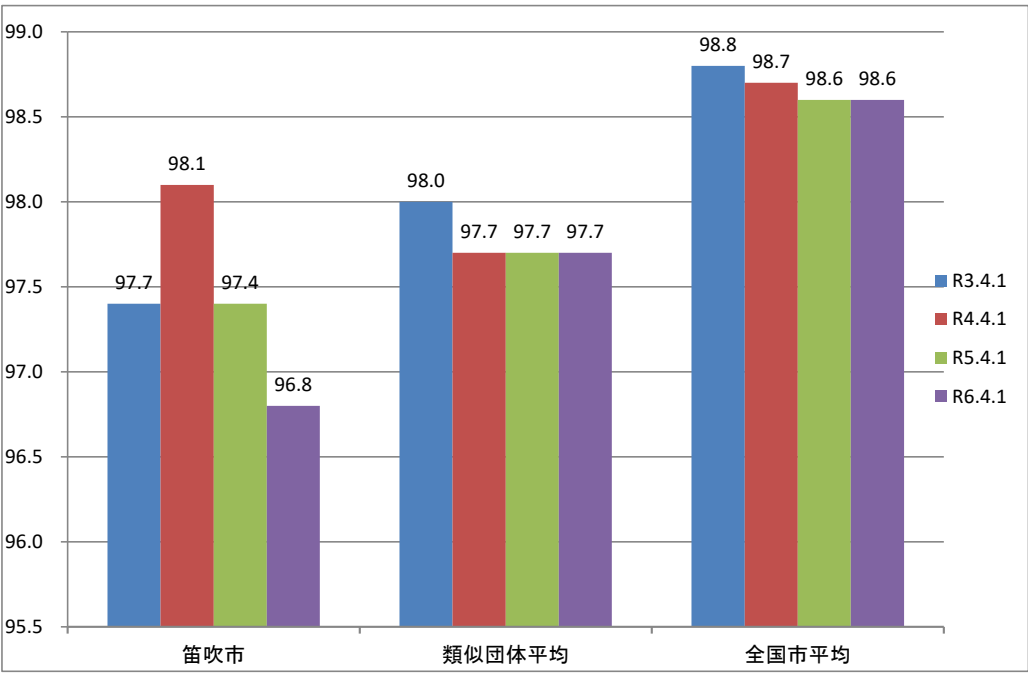
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
5年度	人 65,730	千円 40,231,493	千円 1,977,678	千円 5,214,411	% 13.0	% 13.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 518	千円 2,109,905	千円 345,041	千円 787,482	千円 3,242,428	千円 6,260	千円 5,999

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
			(%)			改定なし

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	月	月	月	月	月	月
			(%)			4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 平均2%引下げ。激変緩和のため経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笛吹市	43.6 歳	327,500 円	398,700 円	— 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.8 歳	319,556 円	376,793 円	345,890 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)B	A/B
笛吹市	54.0	9	267,700	284,400	—	—	—	—	—
うち運転技術員	60.0	1	209,900	256,528	—	運転技術員	53.1	316,700	0.8
うち調理員	55.0	3	282,733	295,201	—	調理士	49.2	267,000	1.1
山梨県	55.8	69	350,661	395,014	371,074	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	53.8	19	312,837	336,390	324,492	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
笛吹市	— 円	— 円	—
うち運転技術員	4,503,424 円	3,800,800 円	1.2
うち調理員	4,820,186 円	3,466,100 円	1.4

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笛吹市	43.4 歳	336,319 円	351,495 円	— 円
山梨県	37.3 歳	335,740 円	391,110 円	356,038 円
国	44.1 歳	337,496 円	— 円	386,299 円
類似団体	40.4 歳	298,172 円	331,834 円	313,225 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笛吹市	36.8 歳	316,824 円	352,723 円	— 円
類似団体	39.1 歳	305,711 円	382,925 円	335,637 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給料月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		笛吹市		山梨県		国	
一般行政職	大 学 卒	196,200	円	203,918	円	196,200	円
	高 校 卒	166,600	円	172,181	円	166,600	円
技能労務職	高 校 卒	179,600	円	175,002	円		
	中 学 卒	155,300	円	156,464	円		
看護・保健職	大 学 卒	253,100	円	234,546	円		
	高 校 卒		円		円		
福祉職	大 学 卒	197,800	円	210,265	円		
	高 校 卒		円	182,760	円		
消防職	大 学 卒	222,900	円		円		
	高 校 卒	187,100	円		円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

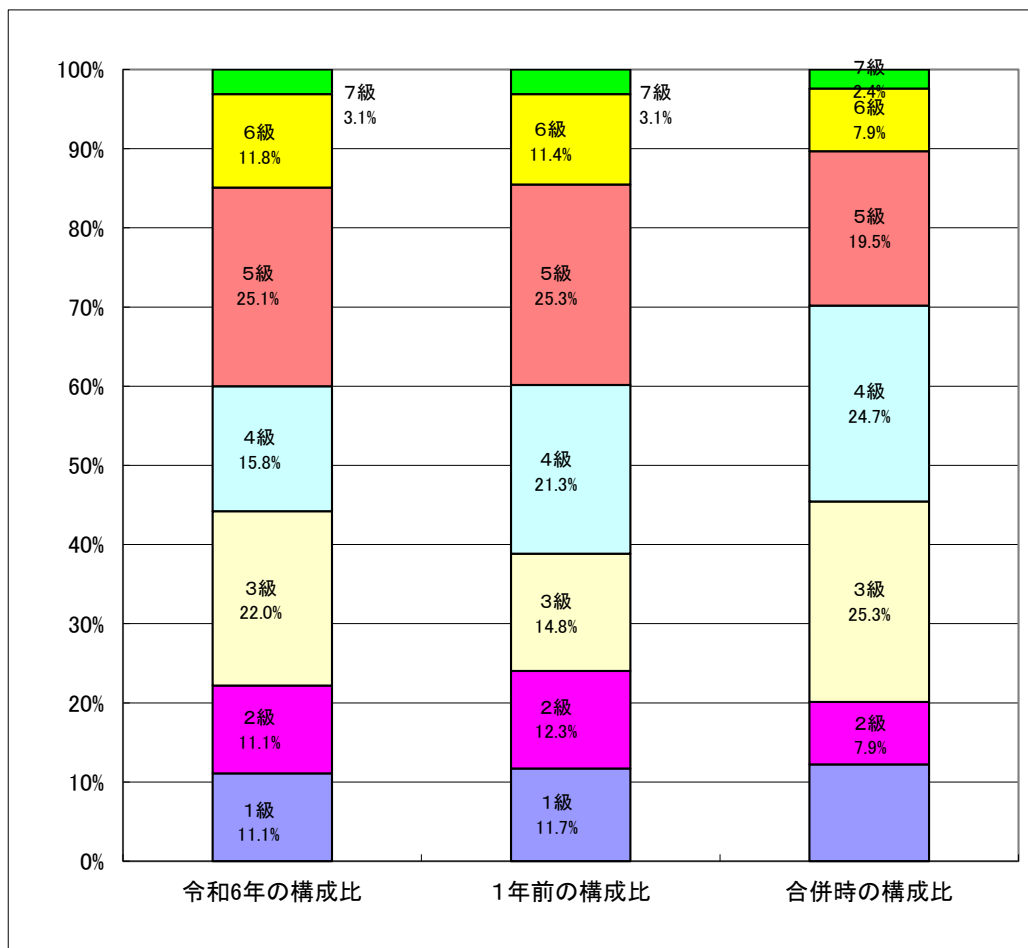
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	269,900 円	301,300 円	360,500 円	381,900 円
	高 校 卒	241,900 円	***** 円	299,800 円	361,400 円
技能労務職	高 校 卒	***** 円	***** 円	***** 円	***** 円
	中 学 卒	***** 円	***** 円	***** 円	***** 円
消防職	大 学 卒	298,733 円	337,646 円	394,566 円	419,133 円
	高 校 卒	268,475 円	323,300 円	365,100 円	410,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

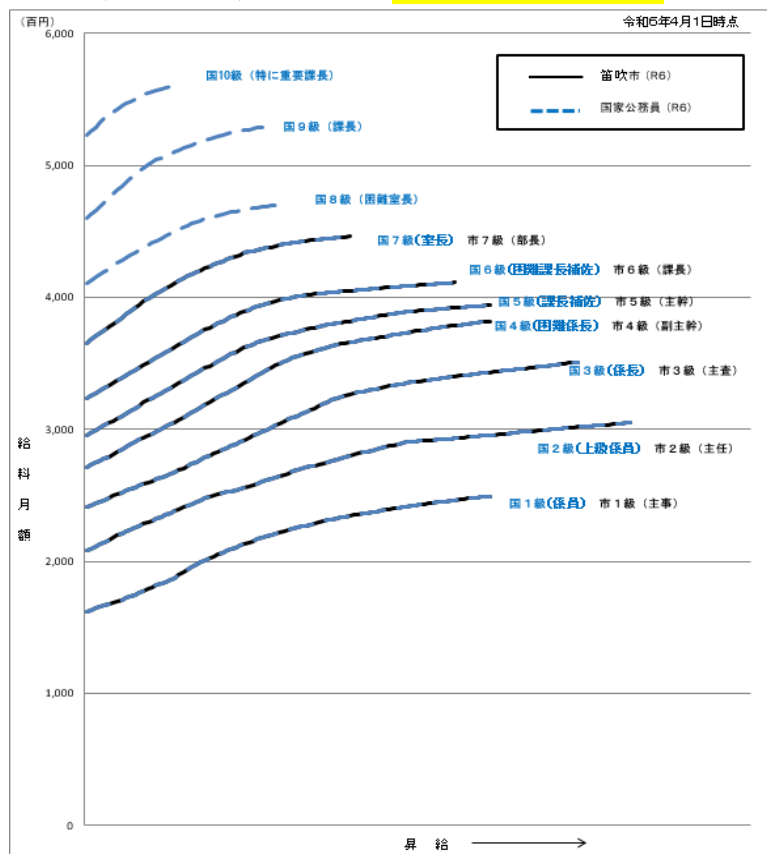
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	37人	11.6%	162,100円	249,400円
2 級	主任	35人	11.0%	208,000円	305,200円
3 級	主査	48人	15.1%	240,900円	351,000円
4 級	副主幹・主幹	69人	21.7%	271,600円	382,000円
5 級	主幹・監	82人	25.8%	295,400円	394,000円
6 級	次長・課長・事務局長・出先機関の長	37人	11.6%	323,100円	411,300円
7 級	部長・議会事務局長・会計管理者	10人	3.1%	365,500円	446,200円

(注) 1 笛吹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(笛吹市)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笛 吹 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,384 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,636 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (一) 月分 (一) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) (一)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(笛吹市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績 がある成績 率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

笛 吹 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)		
退職時特別昇給:なし					
1人当たり平均支給額	97,366 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		2,804 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		3,814 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		14.0 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫等作業の命令を受けた職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護、患者の死体の処理	作業1日につき290円
行旅病人取扱手当	行旅病人処理作業の命令を受けた職員	行旅病人及び行旅死亡人の護送等に従事	行旅病人にあつては1人につき1,800円、行旅死亡人にあつては1体につき6,000円
救急業務従事手当	消防職員	救急業務に従事	出動1回につき200円(救急救命士の資格に係る処置を実施した場合300円を加算)
災害業務従事手当	消防職員	火災・水災その他の災害現場においてはしご自動車等を使用した高所活動に従事	出動1回につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	132,624 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	448 千円
支給実績(4年度決算)	139,765 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	376 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	・配偶者:6,500円 ・子:10,000円 ・配偶者及び子以外の扶養親族:6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		58,938 千円	255,142 円
住居手当	・借家、借間居住者:家賃の全ての額に応じ最高27,000円	同じ		26,158 千円	272,479 円
通勤手当	・交通機関等利用者 運賃に応じ月額55,000円まで支給 ・交通用具利用者 通勤距離に応じ月額2,000～31,600円を支給	同じ		18,414 千円	40,829 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じて25,400円～78,200円を支給	異なる	役職に応じて46,300円～139,300円を支給	84,356 千円	505,125 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給 料	市長	840,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,104,000 円 / 749,000 円
	副市長	650,000	円	822,000 円 / 623,000 円
報 酬	議長	400,000	円	535,000 円 / 390,000 円
	副議長	370,000	円	475,000 円 / 322,000 円
	議員	360,000	円	441,000 円 / 303,000 円
期 末 手 当	市長 副市長	(3年度支給割合) 3.30 月分		
	議長 副議長 議員	(3年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当		(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額 * 在職月数 * 0.42(支給率)	16,934,400 円	任期毎
	副市長	給料月額 * 在職月数 * 0.25(支給率)	7,800,000 円	退職後
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

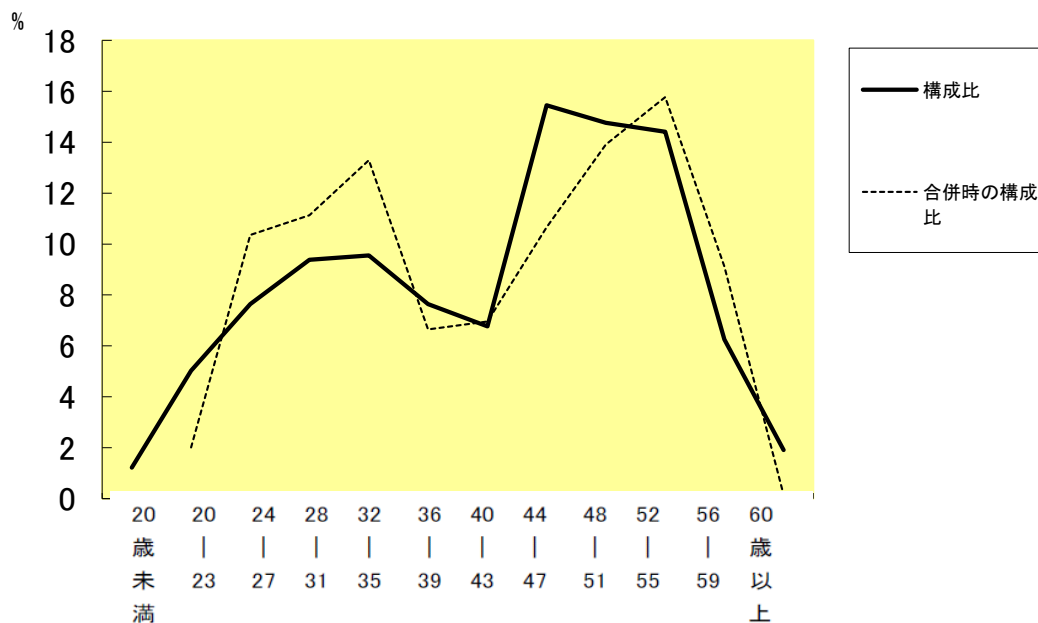
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0
		総務	111	132	21
		税務	30	31	1
		労働			0
		農林水産	20	14	△ 6
		商工	11	10	△ 1
		土木	30	38	8
		民生	128	114	△ 14
		衛生	35	31	△ 4
		小計	371	376	5
					人口1万当たり職員数 57.2 人
					(類似団体の人口1万当たり職員数 64.61 人)
	小計	教育部門	46	44	△ 2
		消防部門	95	98	3
			512	518	6
					人口1万当たり職員数 78.8 人
					(類似団体の人口1万当たり職員数 86.57 人)
公営企業等	水道	20	20	0	
	下水	7	7	0	
	その他	29	31	2	業務体制見直し
	小計	56	58	2	
		568	576	8	<参考>
		[722]	[722]	[0]	人口1万当たり職員数 87.63 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	7	29	44	54	55	44	39	89	85	83	36	11	576

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部 門 区 分		平成18年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	471	371	377	374	371	376	5
	増減		△ 100	6	△ 3	△ 3	5	101.3%
教 育	職員数	96	60	51	48	46	44	△ 16
	増減		△ 36	△ 9	△ 3	△ 2	△ 2	73.3%
消 防	職員数	85	90	92	96	95	98	8
	増減		5	2	4	△ 1	3	108.9%
公 営 企 業 等 会 計	職員数	70	61	61	58	56	58	△ 3
	増減		△ 9	0	△ 3	△ 2	2	95.1%
計	職員数	722	582	581	576	568	576	△ 6
	増減		△ 140	△ 1	△ 5	△ 8	8	99.0%

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 3,306,348	千円 0	千円 161,009	% 4.9	% 7.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5年度	人 27	千円 102,403	千円 16,397	千円 41,471	千円 160,271	千円 5,935	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
笛吹市	44.4 歳	326,540 円	496,500 円
団体平均	46.5 歳	362,111 円	553,686 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笛吹市		笛吹市一般行政職	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,535 千円		1,384 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(一) 月分	(一) 月分	(一) 月分	(一) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) (一)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

笛吹市公営企業職員			笛 吹 市		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
退職時特別昇給:なし			退職時特別昇給:なし		
1人当たり平均支給額 一 千円			1人当たり平均支給額 14,516 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当

なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	5,594 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	372 千円
支給実績（令和４年度決算）	2,904 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	151 千円

（注）

１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （５年度決算）
扶養手当	・配偶者：6,500円 ・子：10,000円 ・配偶者以外の扶養親族：6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち１人目6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子１人につき5,000円加算	同じ		3,397 千円	261,307 円
住居手当	・借家、借間居住者：家賃の全ての額に応じ最高28,000円	同じ		1,932 千円	276,000 円
通勤手当	通勤距離に応じ 2,000～31,600円	同じ		781 千円	41,115 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じて25,400円～78,250円を支給	異なる	役職に応じて46,300円～139,300円を支給	4,327 千円	540,900 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員：勤務１時間につき勤務１時間当たりの給与額に100分の135	同じ		— 千円	— 円